

第 1 4 章 公害防止管理者制度等

第 1 節 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備し、産業公害を防止するため、昭和46年6月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、昭和47年9月から特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務づけられ、選任等をしたときは知事又は宮崎市長に届け出なければならないことになっています。

県では、公害防止管理者の資質の向上を図るため、毎年、法令及び測定・処理技術等の研修会を実施していますが、平成13年度の内容は表3-14-1のとおりです。

公害防止管理者の選任が必要な工場（特定工場）及び選任される公害防止管理者区分は表3-14-2のとおりです。

なお、平成14年3月末日現在における管理者等の選任状況は表3-14-3（資料編P338参照）のとおりです。

表3-14-1 平成13年度公害防止管理者等研修会実施状況

実施日	実施場所	受講者数	研 修 内 容
13. 8.31	宮 崎 市	112名	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題と新エネルギー ・フロン回収破壊法について ・地球温暖化防止について ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について ・産業廃棄物の適正処理について
13. 9. 5	都 城 市	79名	
13. 8.30	延 岡 市	75名	

表3-14-2 公害防止管理者に関する一覧表

管理者等の区分		特 定 工 場
大 気	1 種	有害物質を発生する施設で排出ガス量4万Nm ³ /h以上の工場
	2 種	
	3 種	排出ガス量4万Nm ³ /h以上の工場
	4 種	1万 m ³ /h以上4万Nm ³ /h未満の工場
水 質	1 種	有害物質を含む汚水等の排出施設で1万m ³ /日以上以上の工場
	2 種	
	3 種	排出水量1万m ³ /日以上以上の工場
	4 種	1千m ³ /日以上1万m ³ /日未満の工場
騒 音		機械プレス（呼び加圧能力 980キロニュートン以上）を設置する工場
		鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）を設置する工場
振 動		液圧プレス（呼び加圧能力2941キロニュートン以上、矯正プレスを除く）を設置する工場
		機械プレス・鍛造機（騒音と同じ）を設置する工場
一 般 粉 じ ん		一般粉じん発生施設（石綿以外のもの）を設置する工場
特 定 粉 じ ん		特定粉じん発生施設（石綿処理）を設置する工場
ダイオキシン類		ダイオキシン類特別措置法施行冷別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第3号までに掲げる施設を設置する工場
統 括 者		常時使用する人員が21人以上の工場
主 任 管 理 者		排出ガス量4万 m ³ /h以上で、かつ、排出水量1万m ³ /日以上以上の工場

業 種

施 設

特定工場

製造業(物品の加工業を含む)
電気供給業
ガス供給業
熱供給業

ばい煙発生施設(一部除外あり)
汚水等排出施設(一部除外あり)
騒音発生施設
振動発生施設
一般粉じん発生施設
特定粉じん発生施設
ダイオキシン類発生施設(一部除外あり)

第2節 融 資 等

中小企業の公害防止については、防止施設の設置等が適切に行われるよう、金融面をはじめ種々の助成措置が講じられています。

1 公害防止資金

公害防止資金については、政府系金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫）等による融資制度がありますが、県でも、宮崎県中小企業融資制度の中に公害対策や地球環境対策に対する融資制度として「環境対策促進貸付」を設けています。

融資条件は、表3-14-4のとおりですが、融資利率2.2%、融資限度額1億円（設備資金）、融資期間10年以内と、通常の貸付より有利な措置を講じています。

また、融資状況は表3-14-5に示すとおりです。

表3-14-4 融 資 条 件

融 資 対 象	・ 公害防止のために公害防止施設（産業廃棄物処理施設を含みます。）の設置又は改善を図る中小企業者及び組合 ・ 公害の発生源である工場、事業所等の移転の必要があると認められる中小企業者及び組合 ・ 地球環境対策として、省エネルギー設備 石油代替エネルギーを利用した設備 リサイクル設備 環境保全設備の導入を行う中小企業者及び組合
資 金 の 用 途	公害防止又は地球環境対策を図るための設備資金及び運転資金
融 資 限 度	設備資金1億円 運転資金5,000万円(組合は、設備1億円、運転8,000万円)
融 資 期 間	設備資金10年(うち、据置1年半)以内 運転資金7年(うち、据置1年)以内
融 資 利 率	年2.2%(平成14年4月1日現在)
保 証 料 率	必要に応じて年0.75%
取 扱 金 融 機 関	商工中金、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本銀行、鹿児島銀行、各信用金庫、各信用組合
そ の 他	事業計画書の提出を要します。(市町村で融資要件の確認を行います。)
指 導 機 関	取扱金融機関、信用保証協会、県、市町村

表3 - 14 - 5 融 資 状 況

年 度	年 度 中 融 資		年度末融資残高 (千円)
	件 数	融 資 額 (千円)	
55	12	133,200	439,967
56	13	170,850	508,286
57	12	121,300	491,115
58	18	186,540	559,945
59	7	53,500	464,882
60	3	15,250	404,955
61	1	15,000	282,096
62	1	15,000	222,829
63	3	42,000	173,756
元	1	12,000	131,769
2	0	0	113,470
3	4	45,000	105,426
4	1	20,000	99,371
5	2	33,000	113,219
6	3	48,000	137,691
7	2	53,000	157,972
8	1	15,000	155,384
9	2	16,000	142,263
10	1	9,000	121,258
11	5	107,200	203,369
12	6	259,500	419,676
13	4	80,000	385,663

2 その他の融資制度

(1) 中小企業の生産性向上を図るため、中小企業者が互いに協力して、組合組織等により事業の共同化、協業化あるいは工場及び店舗の集団化等を行い、近代化を進める助成制度として、中小企業高度化資金があります。この中の構造改善高度化事業で、公害防止関係の資金として次のものがあります。

表3 - 14 - 6 中小企業高度化資金 (公害防止関係)

事 業	貸 付 限 度	利 率	償 還 期 間 (据置期間含)	据置期間
構造改善高度化事業	取得費の $\frac{80}{100}$	無利子	20年 (リースの場合は耐用年数を助成)	3年 (リースの場合1年)

(2) 以上のほか、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく制度として、設備資金貸付事業及び設備貸与事業があり、この中に、公害防止のための設備が融資貸与対象とされています。

第3節 公害防止協定

公害防止協定は、地域に進出しようとする企業あるいは既に操業している企業と、地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止を目的として締結するものですが、法や条例による画一的な規制措置を補完し、地域の地形的、気象的特異性及び社会的条件に応じた個別的公害防止対策を推進することにより、地域の良好な生活環境を保全する手段として有効であり、また企業にとっても、公害防止の意欲を内外に示すことにより地域住民に対してイメージアップを図ることができる等の利点があります。

平成14年3月31日現在の県内における公害防止協定締結状況は、表3-14-7のとおりであり、公害防止協定を締結している事業所数は535件で、業種別にみると農業等が217件、次いで食料品が60件となっています。

表3-14-7 業種別の公害防止協定締結状況

業種・事業所等	農業	鉱業	建設	食料品	衣服・繊維	木材・木製品	紙・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産業廃棄物処理・処分場	その他	合計
件数	217	2	19	60	10	6	4	13	6	1	16	4	9	4	27	2	51	84	535